

横浜市イノベーション人材交流促進事業業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市イノベーション人材交流促進事業の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日において、令和元・2年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）のイベント企画運営等に3位以上で登録している者であること。又は、プロポーザル参加意向申出書の提出日において現に審査中であり、受託者が決定する期日までに同登録種目・順位で登録が完了されていること。
- (2) 人材派遣に関する業務や副業・兼業をテーマにしたイベントの実施など、円滑な人材交流に関わる事業実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていない者であること。

(事業期間)

第4条 事業期間は契約を締結した日から令和3年3月31日までとする。

(参加表明手続き)

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 提案書
- (2) 提案団体の概要
- (3) 提案事業の内容
- (4) 実施体制
- (5) 類似業務実績
- (6) 具体的な企画案
- (7) 事業スケジュール

(評価)

第8条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 提案内容

- ア 業務目的・業務内容の理解度
- イ 業務目標の達成及び受託に必要な能力
- ウ 業務内容の趣旨を踏まえたセミナー等の企画力
- エ 事例創出へと結びつける相談支援体制
- オ 提案内容の実現性
- カ 業務工程の妥当性

(2) 実施体制

- ア 担当者の構成・人数
- イ 同種又は類似業務の実績の内容

(3) その他

- ア 市内中小企業加算
- イ 企業としての取組
 - (ア) ワークライフバランスに関する取組
 - (イ) 障害者雇用に関する取組
 - (ウ) 健康経営に関する取組

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第9条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

- (2) 評価の着眼点、評価項目及びウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
 - (5) プロポーザルの評価結果の報告
- 2 評価委員会には委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 経済局総務課長
- 副委員長 経済局経営・創業支援課長
- 委員 経済局企画調整課長
経済局雇用労働課長
経済局新産業創造課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 評価委員の採点の合計点数が、満点の10分の6以上の中から最も点の高い者を受託候補者とする。
- 6 評価が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
- (1) 加重項目の合計点が上位の者
 - (2) 提案内容に関する視点の合計点が上位の者
- 7 委員長は、評価結果を経済局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第10条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和2年8月26日から施行する。